

令和 7 年第 4 回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和 7 年 4 月 2 3 日

閉会 令和 7 年 4 月 2 3 日

熊本県球磨郡湯前町

令和7年第4回臨時会

会 期 令和7年4月23日（水） 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
4	23	水	本会議	午前10時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

4 月 23 日（水）

令和7年第4回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和7年4月23日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 承認第 1号	専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）
日程第 4 承認第 2号	専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
日程第 5 議案第35号	和解及び損害賠償額の決定について
日程第 6 議案第36号	令和7年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について
日程第 7 議案第37号	令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 8 議案第38号	令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平
3番 西 靖 邦
5番 椎 葉 弘 樹
7番 味 岡 恭
9番 山 下 力

2番 吉 田 精 二
4番 遠 坂 道 太
6番 森 山 宏
8番 倉 本 豊
10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	黒	木	博	行	保	健	福	佐	藤	由	美
建	設	課	高	木	堅	介	企	画	観	伊	藤	賢	郎
教	育	課	赤	池	寛	子	農	林	振	伊	田		徹
							興	課	長	兼	農	委	員
										農	業	委	員
										事	務	局	長

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和7年第4回湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、吉田議員、西議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（金子光喜君） 日程第3、承認第1号、「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日の臨時会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、承認第1号、専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。湯前町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律の令和7年4月1日施行に伴い、条例の一部改正が必要となりましたので、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（黒木博行君） おはようございます。初めての答弁となります。よろしくお願いいたします。

では、承認第1号、湯前町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この改正は、令和7年3月31日に公布された地方税法を始めとした、上位法令等の一部改正に伴い行ったものです。なお、議案説明資料にあります、承認第1号、参考資料の地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の概要につきましては、総務省の資料となりますので、改正する地方税法等の概要ですので、都道府県税も含んでおりますけれども、それを受けての条例改正となりますので、ご参考にご覧いただきたいと思います。また本町に関しましては、個人住民税や軽自動車税種別割の制度改正など、それほど大きな改正ではございませんけれども、上位法令の廃止に伴う削除であったり、新設の条文が追加されております。全てを読むのには時間がかかりますので、内容、要旨の説明とさせていただきます。

それでは、9ページからになります、新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後となります。改正の箇所は、下線表示のある部分になります。第18条第1項につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴うもので、公示送達の方法に関する改正であります。現在、庁舎前にある掲示場に掲示して行うものに加えて、電子計算機の映像で表示し閲覧することができるように改正するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第18条の3第1項につきましては、第18条第1項の改正に伴いまして、先に「地方税法施行規則」を以下「施行規則」に改正するものでございます。

続きまして、第34条の2第1項から12ページの第36条の3の3第1項第3号の改正につきましては、町民税の一部改正となります。

改正の必要がない部分も含まれますが、地方税法において3点の改正がっておりますので、内容を説明させていただきます。

1点目は、給与所得控除の最低保証額が現行の55万円から65万円に10万円引き上げられます。

2点目につきましては、所得控除について、扶養親族等が扶養控除を受けられる前年の所得額が48万円までから58万円までに10万円引き上げられます。

続きまして、3点目ですが、大学生世代の特定扶養親族、内容としては、生計を一とする19歳以上23歳未満の子等の前年の所得額が58万円を超え123万円以下の場合には、段階的に控除額が減少する、特定親族特別控除と呼ばれるものが導入されます。

施行日は令和8年1月1日となっており、令和7年分の所得から適用されます。

続きまして、13ページをお願いします。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる、マイナンバー法と言われる法律でありますけども、その改正に伴いまして、同条第 15 項を同条第 16 項へ改正するものです。

第 82 条第 1 項第 1 号並びに第 89 条第 2 項第 5 号につきましては、軽自動車税種別割に関する改正となります。総排気量 125 c c 以下で最高出力を 4.0 k w、これが 50 c c 相当ですね。以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の区分が新設されるもので、税率は原動機付自転車と同じく年額 2,000 円となります。なお、本町において現在、該当車両の登録はあっておりません。

続きまして、14 ページをお願いします。

第 90 条第 2 項第 5 号並びに同条第 3 項から第 5 項につきましては、令和 7 年 3 月 24 日から開始されたマイナンバーカードの運転免許証利用に伴う、軽自動車税種別割の身体障害者等の減免申請の際の免許情報記録の確認方法の改正となります。なお、マイナンバーカードの券面には免許情報が記載されておりませんので、警察庁の免許証読み取りアプリを使用して、I C チップに記録された免許情報を画面上に表示させ、確認をとるような方法を予定しております。

16 ページをお願いします。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 147 条第 1 項第 1 号につきましては、町民税のところでも説明しましたが、マイナンバー法の改正に伴いまして、第 2 条第 15 項を第 2 条第 16 項へ改正するものです。

続きまして、17 ページをお願いします。

附則第 10 条の 2 につきましては、地方税法附則第 15 条の改正において、固定資産税等の課税標準の特例の改正が行われまして、第 33 項が廃止されたことによる項ずれに伴い改正するものです。

続きまして、附則第 10 条の 3 第 14 項につきましては、固定資産税の新築軽減の申告に関する事項で、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンションの管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められた場合は、区分所有者から減額措置に係る申請書の提出がなかった場合でも減額措置が適用できることとした上で適用期限を 2 年延長する改正となります。

続きまして、改正前附則第 10 条の 4、第 10 条の 5 につきましては、地方税法附則第 16 条の 2、第 16 条の 3 におきまして、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年豪雨に係る固定資産税の課税標準の特例措置等が廃止された影響により、削除するものです。

続きまして、21 ページをお願いします。

附則第 10 条の 4 につきましては、先に説明させていただきましたとおり、改正前附則第 10 条の 4、第 10 条の 5 が廃止された影響により、附則第 10 条の 6 を附則第 10 条の 4 へ、法附則第 16 条の 4 を法附則第 16 条の 2 へ、令附則 12 条の 6 を令附則 12 条の 4 へ改正するものです。

続きまして、23 ページをお願いします。

附則第 16 条の 2 の 2 につきましては、国及び地方たばこ税の加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例によるもので、加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ 1 本として課税する仕組みとなる改正でございます。施行期日は令和 8 年 4 月 1 日となりますが、激変緩和の観点から実施時期については、7 ページの第 6 条第 2 項にありますように、令和 8 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までと令和 8 年 10 月 1 日からの 2 段階で実施するものです。

6 ページに戻りまして、附則第 1 条において、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行としておりますけれども、各関連法令等の施行日、又は条例改正の各々対応するところを令和 8 年 1 月 1 日及び令和 8 年 4 月 1 日からとしております。また、第 18 条及び第 18 条の 3 の改正については、令和 8 年 5 月が適用期限となっておりますので、他法令における公示送達制度の見直しの適用時期を踏まえ環境整備を行い実施したいと考えております。

附則第 2 条から第 5 条につきましては、各々の施行期日以前適用について、従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○2 番（吉田精二君） おはようございます。私は 9 ページですね、告示送達、第 18 条の中の質問ですけども、18 条の 5 行目ですかね、不特定多数のものが閲覧できることのできる状態に置く措置をとるとともに、掲示場に掲示しとありますけども、これは不特定多数のものが閲覧できることのできる状態に置く措置とありますけども、これはどのようなことを意味しているのでしょうか。

○税務町民課長（黒木博行君） 吉田議員のご質問にお答えします。現在、告示を行っております掲示場につきましては、庁舎外、敷地内にはあるんですけども、庁舎外にあります。そのため、役場に用事がない方であったり、役場に用事があって、ちょっと見てみようっていう方も見ることはできますので、一応まだ映像で見せるやり方につきましては、総務課とほかの関係各課もありますので、との調整を行って、モニターを置いて見せる方式になるかなとは思っておりますけども、ちょっと設置場所等はまだ今後検討していくところで考えております。

○**2番（吉田精二君）** その部分については、下から3行目のまたはという部分になると思いますが、この文章の流れからいきますと、不特定多数のものが閲覧できる状態に置くとともにですから、公告と両方しなければならないというふうなふうに理解しているんですけども、両方するようなことになるんでしょうね、おそらく。

○**税務町民課長（黒木博行君）** 公告は行う必要があります。ただその広告の方法についてをこの改正で述べているところでございまして、方法としまして、掲示場または、インターネットとか、モニターを置いてっていう形になるものと考えております。

○**2番（吉田精二君）** この文面からいきますと、するとともにですから、両方をしなければならないような意味合いにとれると思いますが、課長の説明では、どちらか一方というふうな説明みたいだったんですけど、どうでしょう。

○**税務町民課長（黒木博行君）** ただいまの質問ですけれども、不特定多数が閲覧することができる状態に置くとともにということで、その方法を下のほうに書いてある改正になります。なので、掲示場とインターネット両方やることもできますし、掲示場だけでも可能ですというわけではないかと私のほうでは理解しておりますが。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例について）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○**議長（金子光喜君）** 日程第4、承認第2号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 承認第2号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律の令和7年4月1日施行に伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**税務町民課長（黒木博行君）** 承認第2号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この改正は、国民健康保険を行う市町村が、その特別会計において負担する費用に充てるため、国民健康保険税を課することができる旨、地方税法第703条に規定されておりますが、課税額の合計額やその区分等のほか、第11、第19、第27項、それぞれに基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、納税者間の負担の公平を考慮して政令の定める金額を超えることができないとあり、その政令である地方税法施行令に規定されている金額の改正によるものです。これは、先に公布済みの国民健康保険法の一部の改正と同様でございます。今回の改正は、令和4年度から4年連続の改正となり、改正点は昨年度と同様の2点でございます。

1点目は、課税限度額の引き上げ。

2点目は、軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

1点目の課税限度額の引き上げについては、医療給付費の増加が見込まれる中、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるにより、課税の公平性と低所得者層の負担増に配慮しつつ、中間所得層の負担の軽減を図るためのものです。被用者保険において、0.5から1.5パーセントになるよう法定されている課税限度額の超過世帯割合について、被用者保険とバランスをとるため、国民健康保険では1.5パーセント台となるよう課税限度額を段階的に引き上げられてきております。基礎課税額、後期高齢者支援金課税額それぞれの超過世帯割合のバランス等を考慮し、基礎課税額を1万円引き上げ、後期高齢者支援金課税額を2万円引き上げるもので、介護納付金課税額は据え置きとなりました。令和7年度は、このままでいきますと、1.57パーセントと想定されておりますので、この改正によって、約1.5パーセントとなる見込みとなっておりますが、所得の増が見込まれる現状においては、実際の限度額超過世帯割合は1.5パーセントを上回っているのではとみられております。この改正により、課税限度額の総額は106万円から109万円となりました。令和6年度で見ますと、基礎課税分で対象となる世帯は10世帯から変わらないものの、後期高齢者支援金課税額で対象となる世帯が9世帯から6世帯へ減少する見込みとなります。

増収となる額は基礎課税額、後期高齢者支援金課税額を合わせて、およそ23万円程度と見込まれております。まだ、確定申告後の所得の把握・整理が終わっておりませんので、令和7年度の試算が出来ておりませんが、令和6年度の超過税額が大幅になって

いる訳ではありませんので、基礎課税分と合わせた3万円の引き上げが令和7年度においても丸々増収とはならないと予想しております。また、2点目の5割軽減並びに2割軽減の基準額の見直しについては、令和6年度の改正でも見直されておりますが、今回、経済動向等を踏まえ、これまで、この軽減を受けている世帯が生活水準が変わらなければ、引き続き軽減を受けられるようにするための改正となります。課税限度額の引き上げ同様、令和7年度の課税が確定しておりませんので、その影響はまだ分かりませんが、令和6年度で試算しますと、軽減世帯に変更はないようです。しかし、それぞれの軽減の基準額の見直しにより、引き上げとなりますので、実際には、所得の変化も相まって、軽減に該当する世帯の増減があると見込まれております。なお、この減収額は、国、県、町からそれぞれの割合で負担され、繰り入れられることになっております。

それでは、4ページの新旧対照表から御説明いたします。

第2条第2項につきましては、基礎課税額の合算額と超えた場合の額、いわゆる、課税限度額65万円を66万円に改めました。第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の合算額と超えた場合の額、いわゆる、課税限度額24万円を26万円に改めました。

第23条第1項につきましては、軽減額の計算過程のうち、合算額から減額する額を基礎課税額の引き上げにより、課税限度額65万円を66万円に改め、同様に後期高齢者支援金等課税額の課税限度額24万円を26万円に改めました。

第2号では5割軽減の所得の基準額を算定する計算のうち、被保険者数等にかける額、29万5,000円を30万5,000円に改めました。

5ページをお願いします。

第3号で規定しております2割軽減につきましても同様に、54万5,000円を56万円に改めました。

3ページに戻りまして、附則において、この条例は令和7年4月1日から施行としております。また、承認説明の資料としまして、議案説明資料フォルダ内に、承認第2号、参考資料として、改正に係る政令の概要及び改正の内容についてのイメージ図を添付しておりますので、ご参考にご覧下さい。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第35号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第35号、「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第35号、和解及び損害賠償額の決定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり交通事故による損害賠償の額を決定し、和解することに議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第35号、和解及び損害賠償額の決定について、御説明をいたします。

- 1.事故発生年月日は、令和7年2月5日、時間は午後6時54分で行われました。
- 2.事故発生場所は、国道219号ファミリーマートゆのまえ店前交差点で行われました。
- 3.事故の相手方は、あさぎり町上南在住の方で行われています。
- 4.和解条項です。
 - (1) 過失割合は、町10パーセント、相手方90パーセントとなります。
 - (2) 損害額は、本町公用車の修理代35万4,868円、相手方車両の修理代40万8,000円で行われました。幸いにもお互い怪我は行いませんでした。
 - (3) 損害賠償額は、町が支払います損害賠償額は、相手方の修理代の10パーセント、4万800円、相手方は本町公用車の修理代の90パーセント、31万9,381円となります。
 - (4) 示談成立後は、本件に関し裁判上または裁判外において一切異議申し立て、請求は行わないこととしております。
- 5.事故の概要ですが、本町公用車が国道219号を多良木方面から湯前町へ帰ってきている途中でございまして。また、相手方は、古淵橋方面から進んで来られまして、国

道 219 号ファミリーマートゆのまえ店前交差点を多良木方面に右折しようとして、本町公用車の左側に衝突してきたということで、完全なもらい事故ではありますが、過失割合は判例等に従って相手方が 90 パーセント、本町が 10 パーセントということで示談させていただきたいと考えております。

なお、町が支払います損害賠償額と本町公用車の修理代の残り 10 パーセント分は、全て共済金で支払われます。

今後の対策といたしましては、新人職員や事故・違反をした職員を中心に交通教育センターの研修受講など様々に対策を講じまして、職員の交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

最後に、公用車による事故が発生しましたこと、また賠償金の支払いが生じたことにつきまして、議員の皆様、町民の皆様に深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号、「和解及び損害賠償額の決定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 36 号 令和 7 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第 6、議案第 36 号、「令和 7 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 36 号、令和 7 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 8,963 万 5,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 44 億 4,545 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業をはじめ、庁舎トイレ及び多目的トイレ整備工事設計業務委託料や湯前保育園調理室改修への就学前教育・保育施設整備事業費補助金など、緊急性の高い事業に関する予算を計上させていただいておるところでございます。また、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**総務課長（西村洋一君）** それでは、議案書、事項別明細書の歳出、12 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、節 10 需用費 35 万 5,000 円は、議案第 35 号で御説明いたしました、公用車の事故に伴う修繕料になります。

節 12 委託料 350 万円は、庁舎トイレ及び多目的トイレ整備工事設計業務委託料でして、これは当初予算では 500 万円を計上しておりましたが、トイレの不具合が発生しましたのが、3 月定例会直前でございまして、詳細を詰める準備の時間もなく、概算レベルでの計上となっております。その後詳細に積算を行いまして、この度の補正予算で正式な計上となりました。

節 21 賠償補填及び賠償金 4 万 1,000 円は、先ほどの公用車事故に係る町の負担分です。なお、関連する財源は、全て共済金で支払われます。歳入の款 19 諸収入に 39 万 5,000 円を計上しております。

目 9 企画調整費、節 18 負担金補助及び交付金 400 万円は、熊本県 L P ガス協会が実施します、L P ガス使用世帯支援事業に対する補助金でして、町内の L P ガス使用世帯に 1 戸当たり 5,000 円の支援金を給付するものです。400 万円の内訳は、支援金の給付世帯を 600 戸と想定し 300 万円、残り 100 万円が熊本県 L P ガス協会に支払います事務費となります。なお、補助率は、県 2 分の 1、町 2 分の 1 でして、県負担分は歳入の款 14 県支出金に 200 万円計上しております。また、町負担分は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金から 100 万円を充当いたします。

目 11 電算情報管理費、節 12 委託料 21 万 6,000 円は、財務会計のシステム改修費となります。町長決裁とか副町長決裁、課長決裁などございますが、その決裁区分の見直しを行いましたので、それに伴う改修となります。

目 13 定額減税に係る調整給付事業費、節 12 委託料 167 万 1,000 円は、定額減税補足給付金（不足額給付）に係る給付金システム改修費になります。これは令和 6 年度の確定申告が終了し、新たに給付金の支給対象となる人を抽出するためのシステム改修となります。

目 14 物価高騰対応生活応援給付事業は、国の経済対策として普通交付税が追加配分されたものを活用して、住民一人当たり現金 5,000 円を支給するもので、節 11 役務費

の上段、通信費 51 万 2,000 円は、給付金確認書の発送と返送及び振込通知書の発送費用を計上しました。下段、手数料 17 万 5,000 円は、口座振込手数料となります。

節 18 負担金補助及び交付金 1,725 万円は、物価高騰対応生活応援給付金 5,000 円の 3,450 人分を計上いたしました。

13 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 18 負担金補助及び交付金 3,070 万円は、就学前教育・保育施設整備事業費補助金として、これは、湯前保育園が行います、調理場、給排水設備及び合併浄化槽の整備に対して補助するもので、国の補助事業に令和 6 年度から手を挙げておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日付けで国の補助金の内示が出ましたので、このたび計上いたしました。なお、財源は、補助対象の国 2 分の 1、町 4 分の 1、事業者 4 分の 1 となりして、国負担分は歳入の款 13 国庫支出金の就学前教育・保育施設整備交付金 1,930 万円と町負担分は款 20 町債の保育施設整備事業債 1,140 万円を充当いたします。これは過疎債になりますので起債額の 70 パーセントが交付税措置されます。

目 4 物価高騰対応未就学児支援事業は、未就学児の保護者に対して、子ども一人当たり現金 5,000 円を支給するもので、節 11 役務費の上段、通信費 1 万 8,000 円は、周知文書の発送と振込通知書の発送費用を計上いたしました。下段、手数料 1 万円は、口座振込手数料となります。

節 18 負担金補助及び交付金 60 万円は、物価高騰給付金 5,000 円の 120 人分を計上いたしました。なお、財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 40 万円を充当いたします。

款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 2 上水道事業費、節 27 繰出金 2,311 万円は、令和 7 年度湯前町電力・ガス・食料品等価格高騰に係る水道料金の基本料金減免事業分として、町の上水道の令和 7 年 5 月から令和 8 年 2 月使用分まで基本料金 10 か月分の補助と、事業に係る職員の時間外手当分を水道事業会計へ繰り出すために計上しました。なお、財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,738 万 4,000 円を充当いたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費は、教育課で採用しておりました地域おこし協力隊員 1 名の配属先を農林振興課に変更したことに伴う予算の組み換えでございます。総額 508 万 2,000 円を計上いたしました。

14 ページをお願いいたします。

款 7 土木費、項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金 30 万円は、県発注の国道 219 号改良工事に伴い、公共樹 2 か所を移設する必要が生じ、不足する工事請負費 30 万円を下水道事業会計へ繰り出すため計上いたしました。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費、節18 負担金補助及び交付金2万1,000円は、県と県内全市町村共同で行います、救急安心センター事業負担金を計上しました。この事業は、急な病気やけがをした時に救急車を呼んだほうが良いのか、今すぐ病院に行ったほうが良いかなど、判断に迷った時の相談ダイヤルです。固定電話、携帯電話どちらでも利用可能で、＃を押した後に7119を押すと、24時間365日相談窓口につながるというものでございます。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費は、小中学生物価高騰対策教育費支援補助金と高校生物価高騰対策教育費支援補助金に関する費用を計上いたしました。

節11 役務費の上段、通信費2万2,000円は、周知文書の発送と振込通知書の発送費用を計上いたしました。下段、手数料1万4,000円は、口座振込手数料となります。

節18 負担金補助及び交付金、上段の小中学生物価高騰対策教育費支援補助金460万7,000円は、小中学校が購入する教材費を補助するものでして、一人当たり小学1年生1万円、2年生1万2,000円、3年生1万4,000円、4年生1万4,000円、5年生1万5,000円、6年生2万5,000円、中学生は全学年2万5,000円を補助するものです。

次に、下段の高校生物価高騰対策教育費支援補助金270万円は、高校生の保護者に対し教育費の支援を行うものでして、高校生は全学年とも3万円を補助します。なお、財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金600万円を充当いたします。

項4 社会教育費、目4 美術館費、節10 需用費45万円は、まんが美術館の券売機を新紙幣対応とするための修繕を行うものです。

15ページにかけて、項5 保健体育費は、先ほど御説明いたしました地域おこし協力隊の予算の組み換えによる減額でございます。

次に、歳入の説明です。11ページをお願いいたします。

歳出の説明の際に歳入の説明を行ったものにつきましては、省略いたします。

款18 繰越金に、この度の補正に伴い3,175万6,000円を追加計上しました。

8ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正で変更です。歳入で説明いたしました、保育所施設整備事業債の限度額を変更するものです。町債の総額は、4億7,550万円となります。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○1番（田山幸平君） 12ページの物価高騰対応生活応援給付金事業の町民400人あまりに対して5,000円ずつ給付されるというような内容に対してですが、何ですかね、給付の仕方と言いますか、そういった判断基準というのは、どのようなことなんでしょうかお尋ねいたします。

○**税務町民課長（黒木博行君）** 今の田山議員の質問にお答えさせていただきます。一応基準日を設けまして、一応基準日を4月2日というところで考えております。それで、その時点での全住民に対して、世帯主に対する給付という形をとりたいと思っております。方法につきましては、一応ちょっと確認書のほうを世帯主様宛にお送りさせていただいて、その回答をもって請求という形をとって、その後支払いをするという流れで考えております。以上です。

○**1番（田山幸平君）** すいません、ちょっと今回の補正予算を全体的に見させてもらった時に思いましたのが、平等性が公平性かっていうようなところをちょっと考えたところでなんですけど、なんですかね、まだ未就学の方々、高校生・中学生とかに対しては補助金がある中で、年配の方々に対してはないんだなというようなものがある上で、さすればこの、このですね、先ほど言った交付金の割り当ての仕方によってはお年寄りの方々もカバーできるような施策になるのかなとちょっと思ったものですから、その分でお尋ねしたんですが、そのようなこと可能なのかも含めてお伺いしたいなと思って、お伺いいたします。

○**町長（長谷和人君）** 今一言で言いますと、高齢者のほうに給付がいてないんじゃないかというふうにちょっと私考えたんですけど、今のご質問は、今回出させていただいております中で、高齢者という言葉は出ていませんけども、先ほど質問がございましたのが1人頭5,000円というのは全世帯でございます。それからLPガスにつきましても、LPを使われるガスにつきましても補助をいたすというところでございますし、それからもう1つ水道料ですね、これも水道施設を利用される場合につきましても、補助を出すという形でしておりますので、そこはですね、高齢者という言葉を使っておりませんが、対応はちゃんとしているつもりで、今回補正を出していただいておりますところで、ご理解いただければと思っております。以上でございます。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

○**2番（吉田精二君）** 同じく、12ページの目11電算情報管理費の総務課長の説明では、財務会計上の町長、副町長の決裁区分を変更したってありましたが、これ行政通則ですかね、条例の改正等は必要なかったんでしょうか。

○**総務課長（西村洋一君）** これにつきましては、規則の改正になりますので、それとこの改正した理由と申しますが、いつも吉田議員から印鑑が漏れとるぞというご指摘を受けておりますので、そこに斜め線を不要なところに入れる改正でありますのでこのような安価な金額となっておりますところでございます。ご指摘いつもありがとうございます。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第37号 令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（金子光喜君） 日程第7、議案第37号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第37号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算の補正につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした水道料金減免事業に伴う一般会計からの補助金繰り入れに関する増額をしているところになります。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） それでは、議案第37号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正は、先ほど、一般会計補正予算でも説明がありました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金軽減事業に係る補正であります。水道料金の基本料金、一月1,540円について、6月請求分から令和8年3月請求分までの10か月分を軽減するものです。町民及び事業者1,500件分2,310万円の財源組み替えと時間外勤務手当1万円の補正を行うものであります。

2ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、湯前町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入の第1款、水道事業収益は、一般会計からの繰入れと財源の組み替えを行うもので、補正後の合計を8,491万4,000円とするものです。

次に、支出の第1款、水道事業費用は1万円を追加し、補正後の合計を6,688万4,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員1名分、1年間の予算とするものです。

第4条、他会計からの補助金につきましては、今回の補正により、一般会計からの補助金を受ける金額を2,311万円とするものです。

9ページをお願いします。

令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）見積の基礎により、御説明いたします。

収益的収入及び支出につきまして、収入は、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料について、水道料金軽減事業分として2,310万円を減額し、項2営業外収益、目4一般会計補助金に減額した2,310万円の財源組み替えと時間外勤務手当分1万円の補正を行うものです。

次に支出は、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節2手当に時間外勤務手当1万円を追加補正しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

最初の説明で水道料の基本料金を1,540円のところ1,500円と間違えて説明しておりました。訂正いたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第38号 令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（金子光喜君） 日程第8、議案第38号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第38号、令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算の補正につきましては、国道219号拡幅工事に伴い、公共樹の移設が必要となりましたので、それに関する工事請負費の増額となったところでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第38号、令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正は、球磨地域振興局発注の国道219号改良工事に伴い、町営蔵ノ本住宅の公共樹を移設する必要があるとして、住宅敷地内への移設に要する経費を補正するものであります。

2ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、湯前町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。収入の第1款、下水道事業収益は、30万円を一般会計から繰入れ、補正後の合計を1億5,821万5,000円とするものです。

次に、支出の第1款、下水道事業費用は、30万円を追加し、補正後の合計を1億5,821万5,000円とするものです。

第3条、他会計からの補助金につきましては、今回の補正により、一般会計からの補助金を受ける金額を9,138万7,000円とするものです。

8ページをお願いします。

令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）見積の基礎により、御説明いたします。

収入は、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3一般会計補助金に30万円を計上しました。

次に、支出は、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1污水管渠費、節17工事請負費に公共樹移設工事に不足する30万円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）」について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第9、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 令和7年第4回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時04分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員